

# 第3次 豊田市国際化 推進計画

2022年3月

ミライのフツ－をつくろう



未来都市とよた





## 第3次豊田市国際化推進計画の 策定にあたって



自動車産業のまちとして発展してきた本市は、海外赴任等により海外在住経験を持つ市民が増加する一方で、近年では外国人労働者の長期在住者が増加しています。このことに伴って外国にルーツを持つ子どもたちも増加傾向にあり、在住外国人の高齢化も見込まれます。

本市はSDGs未来都市として「誰ひとり取り残さない」というSDGsの基本理念を尊重しつつ、2021年4月に施行した「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」の理念に基づき、国籍や文化の違いに関係なく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めています。

今回策定した「第3次豊田市国際化推進計画」では、基本理念として「多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進」を掲げ、国際化施策の着実な推進を図るとともに、子どもから高齢者に至る多世代において多様な背景を持つ市民が、本市への愛着を育みながら、本市の多文化共生及び国際交流を推進する原動力として活躍できることを目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策を契機としたデジタル化の進展は、国際交流の在り方にも変化をもたらし、現在では海外とのオンライン交流が日常的に実施できる状況になっています。さらに、外国人市民の増加によって身近な地域で国際交流の機会を得ることもできます。こうした環境の変化は、特に若い世代が国際人材として成長するために必要なきっかけや経験となり、本市の強みになると考えています。

さらに、本計画期間内には、F I A世界ラリー選手権（WRC）や姉妹都市提携周年記念事業をはじめとする国際イベントが予定されています。このような国内外から多くの方が本市を訪れる機会を本市の国際化を飛躍させる大きなチャンスと捉え、市民の皆様が活躍できる機会の創出を図ってまいります。

本計画は、市民、企業、関係団体及び関係機関の皆様とともに、国際化に向けた取組を着実に推進していくためのものです。引き続き、本計画の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に対し深くお礼申し上げます。

2022年3月

豊田市長 太田 稔彦

# 目 次

## 第1章 計画の背景と目的

---

1 背景	1
2 目的	1

## 第2章 計画の位置づけ、期間

---

1 計画の位置づけ	2
2 計画期間	2

## 第3章 国際化の現状

---

1 国の動向	3
2 愛知県の動向	4
3 豊田市の国際化の現状	4
4 前計画（第2次計画：2018年3月策定）の評価	10
5 計画の基礎資料とした主な調査等	12
6 持続可能な開発目標（SDGs）	12

## 第4章 計画の基本的な考え方

---

1 基本理念	13
2 新たな視点	13
3 基本目標	14
4 計画における指標	14
5 施策体系	15

## 第5章 施策の柱と主な取組

---

基本目標 1 誰もが尊重され、暮らしやすいまちの実現	18
基本目標 2 国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成	19

## 第6章 計画の推進

---

1 様々な主体の参画・連携	20
2 外国人住民の意見反映	20
3 計画の進捗管理	20

## 第7章 関連資料

---

1 本計画と関係する他の計画等	21
2 各調査結果の概要	22
3 計画の検討体制等	36

## 巻末資料

# 第1章 計画の背景と目的

## 1 背景

今後、一層の進展が見込まれる国際化の時代において、本市が持続して発展を続けるためにも、様々な文化的・歴史的背景を持った人々との相互理解と交流を促進し、すべての市民が尊重され、その持てる力を最大限に発揮できる地域共生社会を築いていくことが望まれます。

本市のこれまでの国際化に関する計画等としては、2001年度の「豊田市国際化推進大綱」の策定以降、直近では2017年度に「第2次豊田市国際化推進計画（以下、「第2次計画」という。）」（計画期間：2018～2021年度）を策定し、市の国際化の推進に取り組んできました。

2020年に入って以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的なまん延による海外渡航及び入国の制限によって、これまで行ってきた国際交流等各種事業の中止・延期が相次ぎました。また、新型コロナウイルス感染症に関する新しい制度など、様々な支援施策の情報、その他安全安心な暮らしのために必要な情報が次々と発信される中、その情報を外国にルーツを持つ方々と共有する上で様々な課題が生じており、その解決が求められています。

加えて、第2次計画期間中に培った来訪外国人のおもてなしに関するノウハウ等をレガシーとして受け継ぎ、到来したニューノーマル時代における多文化共生社会の実現や新たな国際交流の在り方を念頭に、本市を取り巻く国内外の状況の変化を反映させた「第3次豊田市国際化推進計画」を策定しました。

## 2 目的

「第8次豊田市総合計画」の国際化に関する基本施策で定めた、「多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進」に向け、外国人を含む市民や地域が、国際化の一層の進展に応じて多様化する人や社会を受け入れている姿をめざすため、その方針を示すとともに、関係施策や代表的な取組を体系的にとりまとめ、着実な事業推進を図ることを目的とします。

## 第2章 計画の位置づけ、期間

### 1 計画の位置づけ

(1) 第8次豊田市総合計画（策定年度：2016年度 期間：2017～2024年度）との関係

本計画は、2017年3月に策定した「第8次豊田市総合計画」における後期実践計画（2021年度～2024年度）の国際化に関する部門計画として位置付けます。

「第8次豊田市総合計画」における国際化推進に関する内容は以下のとおりです。

基本施策 VIII-2- (1) 多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進

《めざす姿》

市民や地域が、国際化の一層の進展に応じて多様化する人や社会を受け入れている。

《施策の柱》

柱① 多文化共生のまちづくりの推進

多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人コミュニティとの顔の見える関係の構築や外国人児童生徒の日本の学校への適応支援、幅広い世代の外国人に対する日本語学習機会の提供を行います。

柱② 国際化に対応した人づくりの推進

国際化の一層の進展に対応するため、姉妹都市交流をはじめとした世界の文化等の教育や海外への学生派遣を行い、国際感覚豊かな青少年を育成し、都市間の友好親善や異文化理解を深めます。

(2) 「地域における多文化共生推進プラン」及び「日本語教育の推進に関する法律」との関係

本計画は、「地域における多文化共生推進プラン」（総務省、2006年3月策定、2020年9月改訂）に掲げる「市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画」及び「日本語教育の推進に関する法律」（2019年6月施行）に掲げる「地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策の策定」を兼ねます。

### 2 計画期間

2022～2025年度（4か年）

## 第3章 国際化の現状

### 1 国の動向

#### (1) 出入国管理及び難民認定法の改正、出入国在留管理庁の設置

2019年4月1日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、新たな在留資格として「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設され、人材不足が深刻な産業分野において、即戦力となる外国人材の受入れが可能となりました。

また、法務省の外局として、従来の出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の保護に加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備を担当する「出入国在留管理庁」が設置されました。

#### (2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定

日本に在住する外国人の増加と新たな在留資格の創設を受け、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進するため、2018年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が、閣議決定されました。

なお、外国人との共生をめぐる状況が変化することを踏まえ、総合的対応策は、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において定期的に改訂されています。

2021年度改訂の総合的対応策においては、相談体制の整備、日本語教育の充実、新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等多岐に渡る取組がまとめられています。

#### (3) 日本語教育の推進に関する法律の施行

多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的に、2019年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律（以下、「日本語教育推進法」という。）」が施行されました。

日本語教育推進法では、国・地方公共団体・事業主の責務が示されるとともに、国内・海外における日本語教育の機会の拡充、日本語教育の水準の維持向上等が基本施策として掲げられています。

また、基本理念では、「幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮」することが明記されています。

さらに、日本語教育推進法の施行を受け、2020年6月23日には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、その中で「地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。」とされています。

## 2 愛知県の動向

愛知県では、外国人県民の増加や国籍・在留資格の多様化等を受け、2017年度に「あいち多文化共生推進プラン2022」を策定し、「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を基本目標に、計画的に多文化共生施策に取り組んでいます。

また、日本語教育推進法の施行を受け、2020年度から「愛知県における地域日本語教育推進体制整備事業」を開始し、県多文化共生推進室内に「あいち地域日本語教育推進センター」が設置されました。センター内には、日本語教育の推進に関する指導や助言、関係者との調整、広報活動等を行う統括コーディネーターが配置され、地域日本語教育の司令塔的な役割を担っています。

愛知県では「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定を行いました。

なお、愛知県では国際化のうち、国際交流やインバウンド戦略等に関する内容は「あいち国際戦略プラン2022」で定めています。

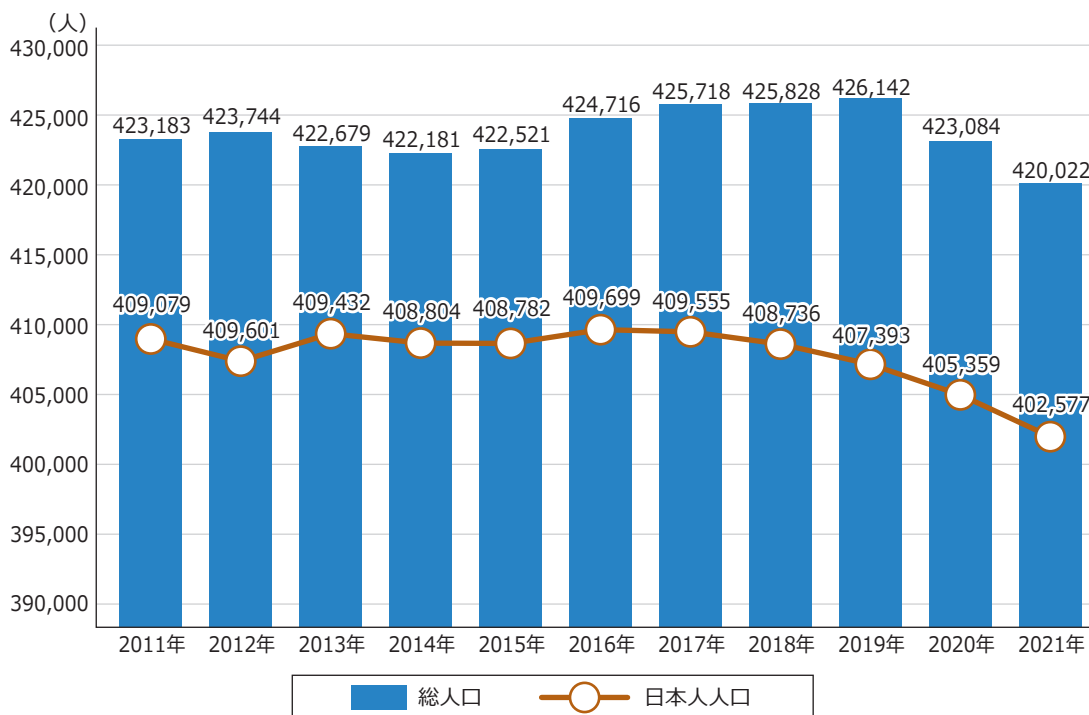
## 3 豊田市の国際化の現状

### (1) 人口

本市の総人口は、2014年以降増加傾向にありましたが、2019年をピークに減少に転じ、2021年の総人口は420,022人となっています。

また、日本人の人口は2017年から減少傾向にあることがわかります。

図1：総人口の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録〈各年10月1日現在〉

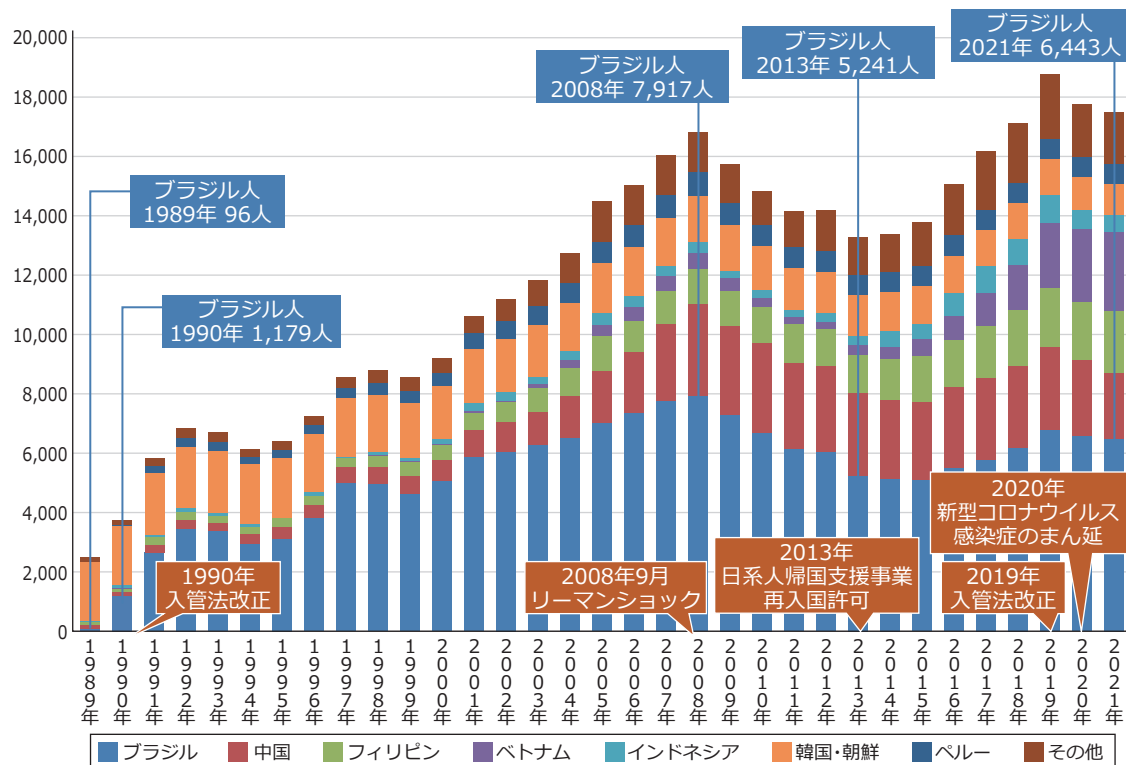


## (2) 外国人人口の推移

本市在住の外国人の人口推移をみると、2008年のリーマンショックを契機に減少し続けていましたが、2014年以降増加に転じ、2019年の18,749人まで上昇しました（2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向）。

このように外国人人口は長期的な傾向としては増加傾向で推移しており、外国人人口の増加によって本市の人口が維持されています。

図2：外国人人口の推移

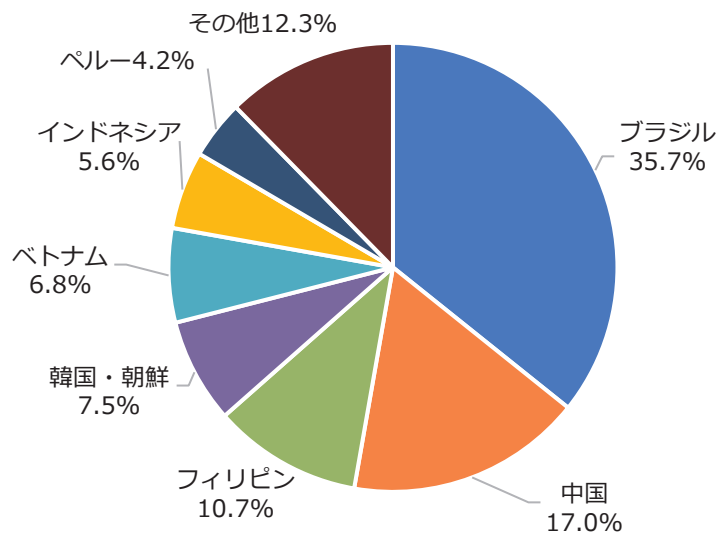


資料：住民基本台帳・外国人登録<各年10月1日現在>  
 ※ 2011年以前は外国人登録、2012年以降は住民基本台帳

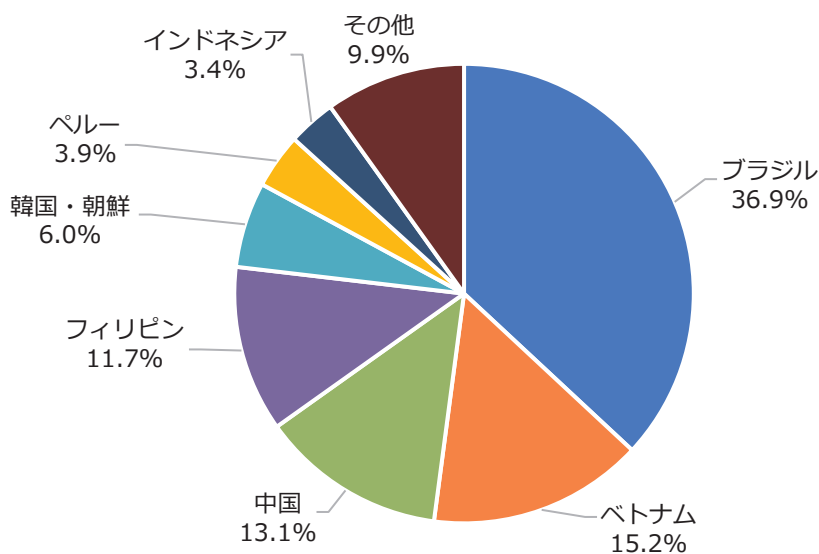
本市における外国人住民の出身国・地域の数、2021年10月1日現在で68か国あり、多様な国・地域から来訪していることが特徴です。

国・地域別の比率は、ブラジルが36.9%と最も高く、2017年10月1日現在と比較し、1.2ポイント上昇しています。また、近年の特徴としては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」「技能実習」等の入国増に牽引され、ベトナムの人口が増加しています。2020年12月には中国を上回る15.2%となり、ブラジルに次いで2番目となっています。次いで中国13.1%、フィリピン11.7%、韓国・朝鮮が6.0%となっています。

図3：国・地域別外国人人口比率  
〈2017年10月1日現在〉



〈2021年10月1日現在〉

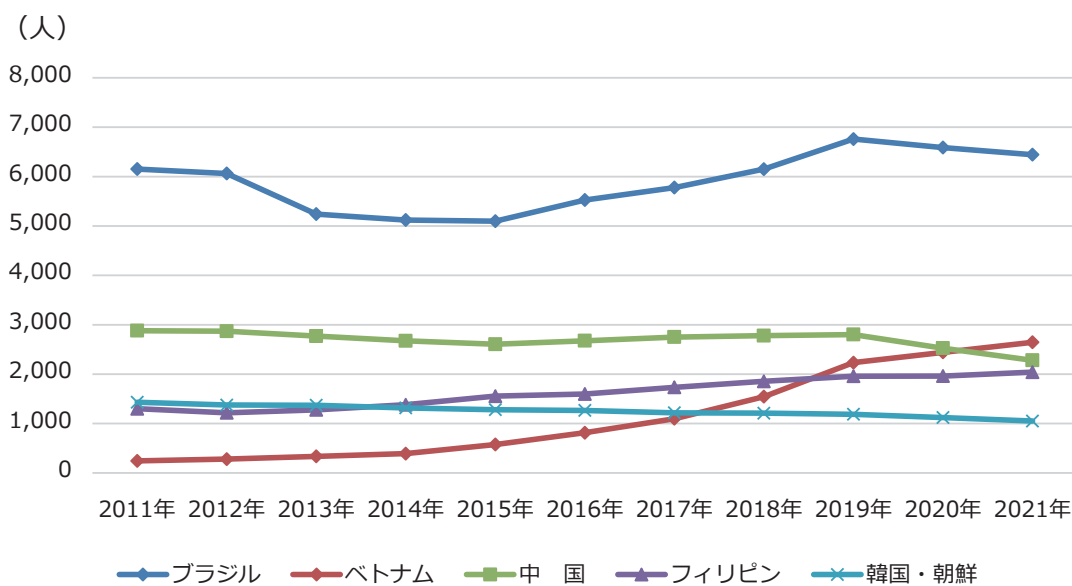


資料：住民基本台帳

外国人住民の出身国・地域別に上位5か国の10年間の人口推移をみると、ベトナムの増加が際立っており、順位に変動がみられます。2021年では、ブラジル、ベトナム、中国、フィリピン、韓国・朝鮮の順となっています。

ブラジルは2015年までは減少し続けていましたが、2016年から増加に転じ2019年をピークに再び減少傾向にあります。中国はおおむね横ばいで推移していましたが、2019年以降は減少傾向、フィリピンは緩やかな増加傾向、韓国・朝鮮は緩やかな減少傾向にあります。

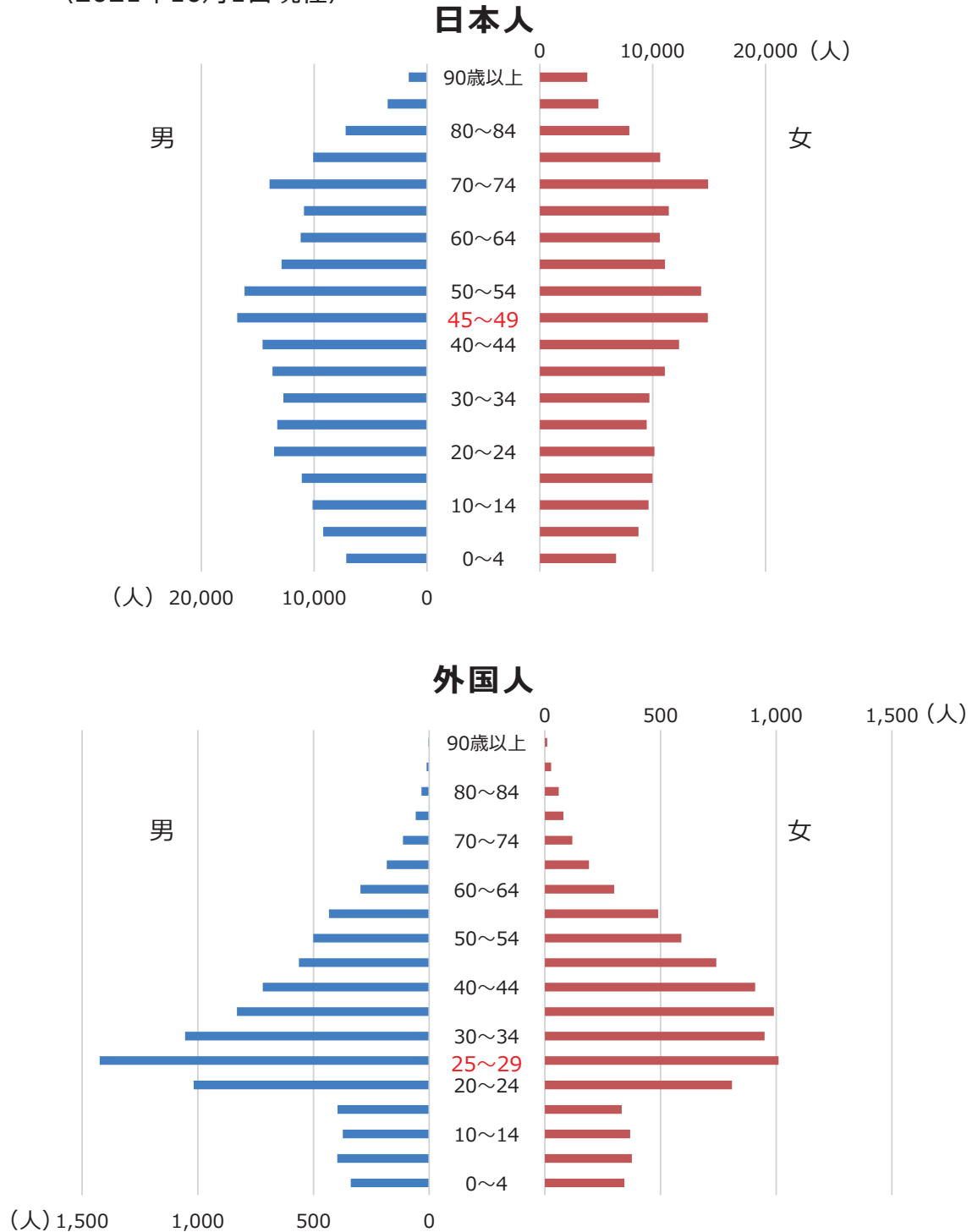
図4：上位5か国の10年間の人口推移



資料：住民基本台帳・外国人登録〈各年10月1日現在〉

性別・年齢別人口をみると、日本人の人口ピラミッドは45～49歳の総数が最多となっている一方、外国人の人口は男女とも25～29歳の若い世代が多いのが特徴です。

図5：性別・年齢別人口（日本人／外国人比較）  
 〈2021年10月1日現在〉

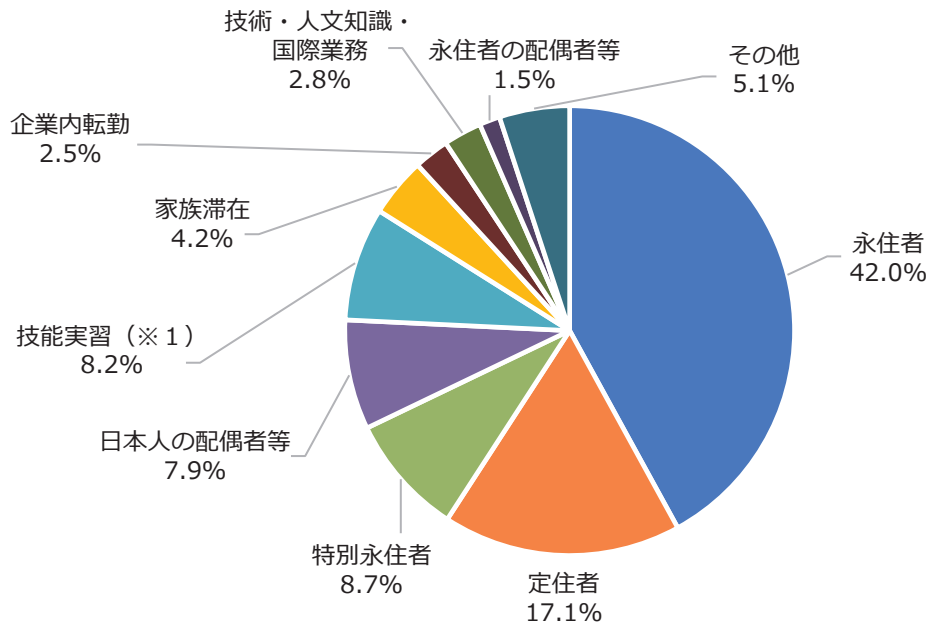


資料：住民基本台帳

在留資格別外国人の比率について2011年と比較すると、「技術・人文知識・国際業務」をはじめ、「技能実習」の増加が著しいことがわかります。外国人人口の増減は、在留資格に係る国の政策、また、経済情勢などに大きく影響を受けるものと言えます。

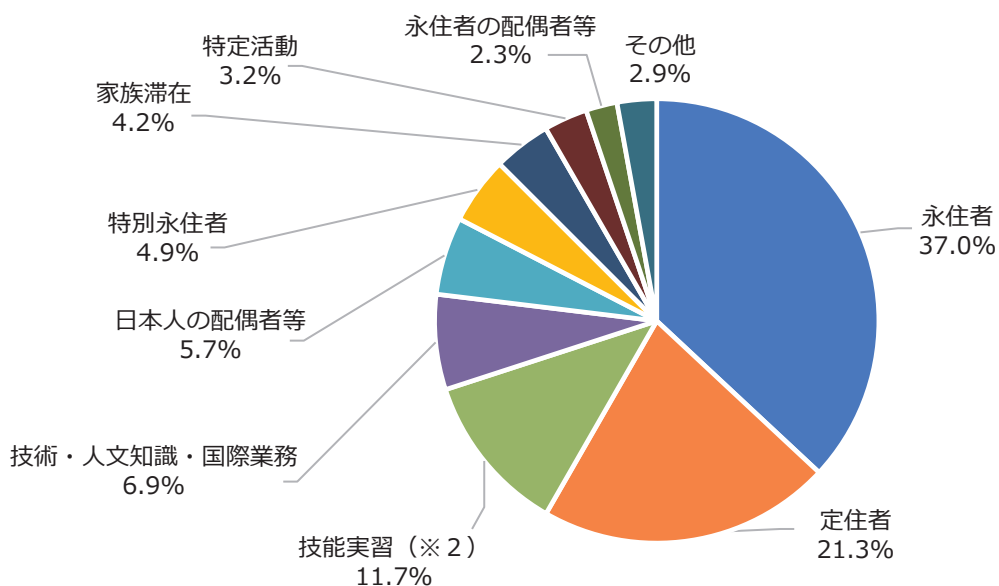
図6：在留資格別外国人の比率

<2011年10月1日現在> 外国人総数14,104人



※1 技能実習 (技能実習1号イ及びロ、2号イ及びロ 含む)

<2021年10月1日現在> 外国人総数17,445人



※2 技能実習 (技能実習1号イ及びロ、2号イ及びロ、3号イ及びロ 含む)

資料：住民基本台帳・外国人登録

※2011年は外国人登録

#### 4 前計画（第2次計画：2018年3月策定）の評価

##### (1) 目標値の達成状況

目指す方向性（↑）	設定年度・実績値	比較年度・実績値	増減	達成
外国人延べ宿泊者数	2016年度 75,713人 (観光庁「宿泊旅行統計調査」※1)	2019年度 105,685人 (観光庁「宿泊旅行統計調査」)	+29,972人	○
豊田市多言語紹介ウェブサイト（VISIT TOYOTA CITY）ページビュー数	2016年度 19,051件 (※2)	2020年度 27,086件 (※2)	+8,035件	○
1年以内に国際交流に関する活動や事業に参加したことがある市民の割合	2016年度 2.4% (第21回市民意識調査)	2019年度 2.9% (第22回市民意識調査)	+0.5pt	○
地域の活動（自治区活動や地域の行事など）に参加している外国人住民の割合	2016年度 63.4% (第3回外国人住民意識調査)	2020年度 54.8% (第4回外国人住民意識調査)	-8.6pt	×
日常会話以上の日本語が話せる外国人住民の割合（※3）	2016年度 68.0% (第3回外国人住民意識調査)	2020年度 45.9% (第4回外国人住民意識調査)	-22.1pt	×
まわりの日本人が友好的だと感じる外国人住民の割合	2016年度 57.3% (第3回外国人住民意識調査)	2020年度 61.3% (第4回外国人住民意識調査)	+4.0pt	○
外国人住民の住みよさ満足度	2016年度 83.9% (第3回外国人住民意識調査)	2020年度 89.1% (第4回外国人住民意識調査)	+5.2pt	○

(※1) 「施設所在地（主な市区町村）、従業員数（3区分）別、外国人延べ宿泊者数」より

(※2) 2016年度は English Website ページビュー数、2020年度は英語ページビュー数

(※3) 前回調査から選択肢の内容を一部変更しています。変更後の選択肢の内容は、「とよた日本語学習支援システム」における「とよた日本語能力判定の評価基準」に沿ったものとしています。

## (2) 事業別の進捗結果

前計画の各事業について、各年度の進捗結果は以下のとおりでした。

### <2018年度>

ラグビーワールドカップ2019™の開催に向け、来訪外国人向けの多言語表記による都心サイン施設（案内表示等）の設置などのインフラ整備や、外国人おもてなし推進事業の実施など、ソフト・ハード両面での様々な取組を実施しました。

また、英国ダービーシャーとの姉妹都市提携20周年を記念し、記念式典の開催や公式訪問団の派遣・受入等を通じて両都市の友好を深めるとともに、今後のさらなる連携強化について確認しました。

### <2019年度>

ラグビーワールドカップ2019™が開催され、外国人向け交流プログラムの実施による来訪外国人との交流をはじめ、関連する事業等を通じ、本市の国際化が進展しました。また、外国人おもてなし推進事業で培われた様々なノウハウをレガシーとして蓄積・継承しました。

その一方で、新たに市役所本庁舎等に多言語サービスデスクを開設し、ことばに不安を持つ外国人市民のニーズに沿った相談対応が可能となりました。

2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、海外への渡航制限による学生派遣事業の中止や、日本語教室をはじめ感染リスクのある事業の中止など、大きな影響が生じました。

### <2020年度>

2019年度に引き続き、交換学生の派遣・受入の延期をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピックや世界ラリー選手権、豊田国際紙フォーラムの開催延期による関連事業の延期や中止、規模縮小など（※）が相次ぎました。

このような中、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流事業として、オンラインを活用した「トップアスリートオンライン体操教室」を開催し、遠隔地にいるトップアスリートがオンラインで指導・アドバイスを行うなど、新たな手法での国際交流を検討・実施しました。オンライン交流の実施としては、このほかSDGs国際会議の開催（UNCRD共催）や、欧州連合におけるIUC（国際都市間協力）主催会議への参加など国際機関との連携による国外への情報発信を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発やワクチン接種に向けた動向等、様々な支援策をやさしい日本語を含む多言語で情報発信しました。

このほか、幼児向け日本語教室を新たに開設し、切れ目のない日本語学習支援体制の充実を図りました。

※全109の関連事業（再掲含む）のうち20事業が中止などの影響を受けました。

## 5 計画の基礎資料とした主な調査等

本計画を策定するにあたり、本市の国際化の現状を把握し計画に反映させるため、以下の調査等を実施しました。各調査結果の概要については、「第7章 関連資料」に掲載しています。

- (1) 令和2年度 第4回豊田市外国人住民意識調査
- (2) 令和2年度 豊田市外国人住民進路状況調査
- (3) 令和2年度 姉妹都市交流及びインバウンドに係る意識調査

## 6 持続可能な開発目標(SDGs)

本市は、持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) 達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として、SDGsに関する普及啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めます。

以下、本計画における施策体系と特に関連の深いSDGsの分野を示します。

アイコン	説明	アイコン	説明
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の<b>健康</b>的な生活を確保し、<b>福祉</b>を促進する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い<b>教育</b>を確保し、<b>生涯学習</b>の機会を促進する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な<b>経済成長</b>及び全ての人の完全かつ生産的な<b>雇用</b>と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の<b>不平等</b>を<b>是正</b>する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に<b>司法</b>へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な<b>制度</b>を構築する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・<b>パートナーシップ</b>を活性化する</li> </ul>



## 第4章 計画の基本的な考え方

第2次計画では、国際的なイベントの開催等を視野に入れ、多くの外国人が豊田市を訪れ快適に過ごすための環境を整えながら、市民との交流を地域の活力へと結びつけていく「魅力あふれる国際交流都市」と、外国人住民も日本人住民と共に理解を深め共生する「安全・安心な多文化共生都市」を基本理念に掲げ、国際化施策の推進に取り組んできました。

本市の国際化の状況は、第3章で触れたとおり変化し続けていますが、人やモノ、情報が活発に動くような地域における国際化の進展が、本市のまちづくりを進めていくために必要になります。

本計画では、「多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進」を基本理念に掲げ、市民や関係団体と共に「市民や地域が、国際化の一層の進展に応じて多様化する人や社会を受け入れている姿」を目指していきます。

### 1 基本理念

多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進

### 2 新たな視点

本計画を策定するにあたり、新たに以下の2つの点に着目しました。

1つ目は、2021年4月に施行された「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例（以下、「相互理解及び意思疎通に関する条例」という。）の理念を、本計画の推進に横断的に係る考えとして位置付けることです。「豊田市民」として、日本人・外国人ともに、お互いを認め合い理解を深め、相手に意思を伝え合うことができる「心のグローバル化」を進め、基本目標の達成に向けて横断的に取り組みます。

2つ目は、2019年6月に施行された「日本語教育推進法」に基づき、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語を習得するための機会の提供を保障することです。以前から本市では日本語の学習支援について取組を進めてきたところですが、日本語教育推進法の制定により、地方自治体の責務として明文化されたことから、あらためて「豊田市における地域日本語教育の基本方針」を本計画にあわせて策定します。

こうしたことから、本計画において新たに加える視点は、以下のとおりです。

(1) 「相互理解及び意思疎通に関する条例」の理念

(2) 「豊田市における地域日本語教育の基本方針」に基づく施策の展開

### 3 基本目標

基本理念に基づく施策を確実に実施するため、2つの基本目標を設定しています。

(1) 誰もが尊重され、暮らしやすいまちの実現

言語・文化・価値観の違いを超えて互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、自分らしく活動ができる、多様な人々にとって魅力あふれる地域社会の実現を目指します。

(2) 国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成

姉妹都市交流をはじめとした国際交流を通じ、豊かな国際感覚と幅広い視野を持った、これからの国際社会及び地域社会で活躍できる市民の育成を目指します。

### 4 計画における指標

指標名	基準値	目標値
日本人との交流についてコミュニケーションギャップを感じる外国人住民の割合 【出典：第4回外国人住民意識調査】	57.9% (2020年度)	40% (2024年度)
まわりの日本人が友好的であると思う外国人住民の割合 【出典：第4回外国人住民意識調査】	61.3% (2020年度)	70% (2024年度)
様々な国の人が市内に多く住むことを好意的に捉えている日本人住民の割合 【出典：第23回市民意識調査】	53.2% (2021年度)	70% (2023年度)
相互理解がはかられ、日本人も外国人もともに暮らしやすいと思う住民の満足度 【出典：第23回市民意識調査】	3.91 (2021年度) (1～7段階評価平均値)	5.00 (2023年度) (1～7段階評価平均値)
地域の活動（自治区活動や地域の行事など）に参加している外国人住民の割合 【出典：第4回外国人住民意識調査】	54.8% (2020年度)	60% (2024年度)
国際交流に関する活動や事業に参加したことのある住民の割合 【出典：第23回市民意識調査】	10.0% (2021年度)	20% (2023年度)

## 5 施策体系

### (1) 施策体系図

基本理念「多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進」

基本目標	施策の柱	主な取組	
1 誰もが尊重され、暮らしやすいまちの実現	<b>(1) コミュニケーションの円滑化</b>		
	①外国人のライフステージに応じた日本語学習		外国人の幼児向け日本語教室の開催
			外国人児童生徒等への教育推進
			とよた日本語学習支援システムの運営
			外国人のニーズに合わせた日本語学習支援
			「豊田市における地域日本語教育の基本方針」に基づく施策の展開
	②多言語による情報発信・相談対応		多言語化ややさしい日本語の活用
			電話・映像による外国語通訳サービス
			コミュニケーション支援ボードの運用（災害時）
			多言語による119番通報手段の確保
			あいち医療通訳システムの活用
	<b>(2) 住みよさの向上</b>		
	①子育て・子どもの教育		外国人青少年学習支援
			外国人の子どもの社会適応サポート
			多文化子育てサロンの開催
			外国人児童生徒等への教育推進【再掲】
	②防災対策・緊急対応		外国人への防災啓発
外国人の所属する団体等との連絡体制の強化 多言語による119番通報手段の確保【再掲】			
③就労	 	外国人就労支援	
		介護人材としての外国人受入れ支援	
④その他生活情報等の発信	 	暮らしに役立つ様々な情報の多言語やさしい日本語での提供	
		多様な媒体の活用による情報発信力強化	
		高齢者福祉制度の啓発 医療・保険制度の啓発	
<b>(3) 外国人住民の社会参画・活躍の促進</b>			
2 活躍できる人材の育成 国際社会及び地域社会で	 	外国人の意見を聴く会の開催	
		多文化共生キーパーソンと連携したネットワーク強化	
		<b>(1) 国際交流の機会創出と人材育成</b>	
			豊田市デトロイト市姉妹都市交流
	豊田市ダービーシャー県等姉妹都市交流		
	豊田市トレヴェリアン基金奨学生との交流促進 特定の事業に基づく海外都市との交流		
	<b>(2) 国際理解教育の促進</b>		
	   	子ども向けの国際理解教育	
		市民向けの国際理解の促進	
		異文化理解の促進	
	<b>(3) 国際イベント等での活躍機会の創出</b>		
 	国際イベントにおける交流		
	SDGs関連事業の実施		

(2) 「豊田市における地域日本語教育の基本方針」日本語教育推進施策体系図



# 日本語教育推進施策(大人)

方針：地域生活に必要な日本語学習機会の保障・時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供

## 地域生活に必要な日本語学習機会の保障

### 入国直後期 (入国後1年程度)

生活でよく使われる単語や表現を理解し、簡単なコミュニケーションができる

- ・0.1レベル日本語指導
- ・ブレ0レベルクラスの開催
- ・導入教育の実施
- ・日本語学習への誘導、啓発

<社会>

・コミュニケーションギャップによる摩擦の解消

<個人>

- ・接触頻度の高い単語や表現を学び、自分の身の回りの簡単なことは日本語でできる

<社会>

- ・日本語を学習する機会の提供や紹介
- ・監理団体等による日本語指導
- ・地域と関わるきっかけづくり

<社会>

- ・日本語学習に意欲を持ち、日常生活において必要度の高い日本語の習得

### 生活期 (入国後1~3年程度)

自立して身の回りのことが日本語で可能となり、地域での生活に適應できる

- ・日本語教室等の情報提供、マッチング
- ・日本語学習への誘導、啓発

<社会>

・地域活動への参加による地域の共生と活性化

<個人>

- ・日常生活が日本語でできる
- ・地域社会に参加する

<社会>

- ・地域における日本語教室の開催や紹介
- ・監理団体等による日本語指導
- ・自治区や近隣住民間のつながりづくり

<社会>

- ・日常生活や地域社会で役に立つ日本語の習得
- ・日本語学習への意欲の持続

## 時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供

### 就労期

日本語による就労が可能となり、自立した生活を営むことができる

- ・就労のための初級・中級日本語教室の開催
- ・社会ニーズに応じた日本語学習支援
- ・日本語教室等の情報提供、マッチング
- ・企業等への理解促進

<社会>

・労働人材としての活躍

<個人>

- ・仕事に必要な日本語を習得し、それを生かして働くことができる

<社会>

- ・就労に向けた日本語教室の開催  
(例：しごとのための日本語)

<社会>

- ・生活の向上をめざした自立的な日本語学習
- ・外国人ネットワークにおいて支援が必要な人への生活サポート

### キャリアアップ期

希望する職種・職業に就き、職業能力を高めながら、キャリアを重ねて活躍できる

- ・外国人介護福祉候補者日本語学習支援事業
- ・企業内の日本語の研修支援
- ・社会ニーズに応じた日本語学習支援

<社会>

・高度人材としての活躍

<個人>

- ・専門知識や専門用語を含む上級日本語の習得、キャリアアップ

<社会>

- ・企業内での日本語の研修実施、知識習得補助、資格取得支援

<社会>

- ・自らの生活を豊かにするとともに社会貢献ができる
- ・外国人ネットワークにおいて支援が必要な人への生活サポート

日本語

目指す姿

市の施策

想定する効果

期待する役割  
(支援団体等)

期待する役割  
(外国人)

方針  
イメージ  
言語が  
得指す

## 第5章 施策の柱と主な取組

本章では、施策の柱とそれを構成する主な取組を掲載します。

### 基本目標 1 誰もが尊重され、暮らしやすいまちの実現

#### 施策の柱（1）コミュニケーションの円滑化

##### ① 外国人のライフステージに応じた日本語学習

地域社会で円滑な日常生活を送るために必要な日本語を習得するため、切れ目のない日本語学習支援施策を展開し、相互理解と意思疎通の円滑化を推進します。

【主な取組】外国人の幼児向け日本語教室の開催、外国人児童生徒等への教育推進、とよた日本語学習支援システムの運営、外国人のニーズに合わせた日本語学習支援、「豊田市における地域日本語教育の基本方針」に基づく施策の展開

##### ② 多言語による情報発信・相談対応

外国人住民が市民として安心して暮らすため、行政文書や相談窓口での対応などにおいて多言語及びやさしい日本語による情報発信や相談対応を充実します。

【主な取組】多言語化やさしい日本語の活用、電話・映像による外国語通訳サービス、コミュニケーション支援ボードの運用（災害時）、多言語による119番通報手段の確保、あいち医療通訳システムの活用

#### 施策の柱（2）住みよさの向上

##### ① 子育て・子どもの教育

子育て中の保護者の不安軽減と孤立化を防ぐ取組を進めます。また、国籍にかかわらず、全ての子どもが、適切な教育や将来の進路を見据えた支援が受けられるよう、学習支援を中心とした教育支援体制の充実を図ります。

【主な取組】外国人青少年学習支援、外国人の子どもの社会適応サポート、多文化子育てサロンの開催、外国人児童生徒等への教育推進【再掲】

##### ② 防災対策・緊急対応

地震災害や土砂災害等の命に係わる危険が身近な問題になっていることから、防災知識の普及・啓発や災害時の情報提供等、外国人住民に対する防災対策の充実に努めます。また、救急や火災の通報などに関する情報の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】外国人への防災啓発、外国人の所属する団体等との連絡体制の強化、多言語による119番通報手段の確保【再掲】

##### ③ 就労

就労する上で課題となる職場で使う日本語の習得をはじめとした外国人の就労につながる支援に取り組みます。

【主な取組】外国人就労支援、介護人材としての外国人受入れ支援

#### ④ その他生活情報等の発信

外国人住民が市民として暮らす中で必要な、医療、年金、納税、福祉などの生活に関わる制度やルールなどを正しく理解できるよう多言語ややさしい日本語での情報提供に努めます。

また、今後は外国人住民の高齢化が進むため、高齢者福祉制度など各種制度の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】暮らしに役立つ様々な情報の多言語やささしい日本語での提供、多様な媒体の活用による情報発信力強化、高齢者福祉制度の啓発、医療・保険制度の啓発

### 施策の柱（３）外国人住民の社会参画・活躍の促進

国際化のまちづくりを進めるため、外国人の視点を様々な分野の施策に取り入れ、市政に積極的に反映させる仕組みを構築します。

また、外国人住民が市の発展を担う市民として活躍するための取組を促進します。

【主な取組】外国人の意見を聴く会の開催、多文化共生キーパーソンと連携したネットワーク強化

## 基本目標 2 国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成

### 施策の柱（１）国際交流の機会創出と人材育成

姉妹都市との交流を通じて、学生の相互派遣や周年記念事業等により国際交流の機会創出と国際人材の育成を図ります。

また、姉妹都市に限らず関係のある海外都市との交流の機会を活かし、国際人材の育成を進めます。

【主な取組】豊田市デトロイト市姉妹都市交流、豊田市ダービーシャー県等姉妹都市交流、豊田市トレヴェリアン基金奨学生との交流促進、特定の事業に基づく海外都市との交流

### 施策の柱（２）国際理解教育の促進

市民を対象に幅広い分野における国際理解教育の場を設け、国際感覚と幅広い視野を持ち実践的な行動ができる人材の育成を図ります。また、身近な地域での国際交流の機会を創出します。

【主な取組】子ども向けの国際理解教育、市民向けの国際理解の促進、異文化理解の促進

### 施策の柱（３）国際イベント等での活躍機会の創出

国際イベント等において海外から豊田市への訪問客等との交流を通じて、関係団体やボランティア等と連携・協力しながら、市民が活躍できる機会を創出します。

また、SDGsを推進する事業を実施し、国際貢献につなげていきます。

【主な取組】国際イベントにおける交流、SDGs関連事業の実施

## 第6章 計画の推進

### 1 様々な主体の参画・連携

国際化を推進していくためには、行政だけではなく、市民一人ひとり、企業、(公財)豊田市国際交流協会(TIA)やボランティア等の関係団体との連携、協力、共働による取組が必要です。このため、国際化推進のための活動基盤として、市民、企業、関係団体とのネットワークを構築し様々な主体の活動を通して豊田市の国際化を推進していきます。

具体的には、市内関係団体や学識経験者等で構成する「豊田市多文化共生推進協議会」の活用、また、全国の外国人が多く居住する都市で構成する「外国人集住都市会議」の会員都市として、連携と情報交換や国への働きかけを積極的に行います。

### 2 外国人住民の意見反映

計画の推進には日本人住民とともに、外国人住民の声を聴く必要があります。このため、外国人住民意識調査の定期的な実施や、外国人の意見を聴く会の開催等により、外国人住民の行政ニーズを把握し、外国人住民の声を市政に反映させていきます。

### 3 計画の進捗管理

本計画及び国際化施策の推進には、国際まちづくり推進課が計画の取りまとめ役を担うとともに、庁内の関係各課による取組と計画の推進体制の構築が必要です。必要に応じ関係課を集めた会議を開催し、国際化の推進に向けた取組を総合的に推進していきます。

なお、前述の「第4章 計画の基本的な考え方」にて示した本計画の指標及び第8次総合計画後期実践計画に位置付けている状態指標については、連動する計画の進捗や調査等の結果に基づき進捗管理を行います。



## 第7章 関連資料

### 1 本計画と関係する他の計画等

(1) 豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

(策定年度：2020年度 期間：2021～2026年度)

《基本理念》

「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」で、「障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者」を要配慮者と定義  
⇒要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化により、「誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」を図る。

(2) 第4次豊田市教育行政計画

(策定年度：2021年度 期間：2022～2025年度)

《基本理念》

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

《重点事業》

重点事業2-4 外国人児童生徒等教育事業

目標：国籍にかかわらず、全ての子どもが、適切な教育を受け、将来の進路を見据えた支援が行われている。

主な実施内容：外国人児童生徒等サポートセンターの活動内容の充実、日本語教育適応学級担当教員の指導力量向上、学校日本語指導員の支援力向上、就学前の幼児を対象としたプレスクール事業の充実、初期日本語指導教室「ことばの教室」での指導の充実、日本語指導が必要な生徒の就学状況調査等の実施・充実

## 2 各調査結果の概要

### (1) 令和2年度 第4回豊田市外国人住民意識調査

#### ア 調査対象

2020年11月1日現在、市内在住外国人で満18歳以上の住民（特別永住者を除く）から抽出した1,500人

#### イ 抽出方法

無作為抽出

#### ウ 調査方法

郵送による調査票の配布・回収、WEB調査による回答

#### エ 調査期間

2021年1月20日～2021年2月11日

#### オ 調査票の言語

ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、英語（すべての言語に日本語（ふり仮名付き）対訳付き）

#### カ 実対象者数

1,481人（標本数から未着（宛先不明で戻ってきたもの）を除いた数）

#### キ 回収数

713票（紙：428票、WEB：285票）

#### ク 回収率

48.1%

#### ケ 国籍別回収結果

国籍	標本数	未着	今回調査（2020年度）			（参考）前回調査（2016年度）		
			実対象者数	回収数	回収率	実対象者数	回収数	回収率
ブラジル	537	5	532	272	51.1%	517	101	19.5%
中国	227	4	223	117	52.5%	290	73	25.2%
ベトナム	252	4	248	114	46.0%	97	24	24.7%
フィリピン	181	2	179	107	59.8%	184	53	28.8%
韓国	26	0	26	13	50.0%	22	11	50.0%
インドネシア	61	1	60	19	31.7%	78	24	30.8%
ペルー	57	0	57	16	28.1%	66	14	21.2%
ネパール	49	0	49	8	16.3%	67	7	10.4%
タイ	39	3	36	12	33.3%	48	8	16.7%
ミャンマー	13	0	13	5	38.5%	—	—	—
その他	58	0	58	24	41.4%	74	26	35.1%
国籍不明	—	—	—	6	—	—	1	—
計	1,500	19	1,481	713	48.1%	1,443	342	23.7%

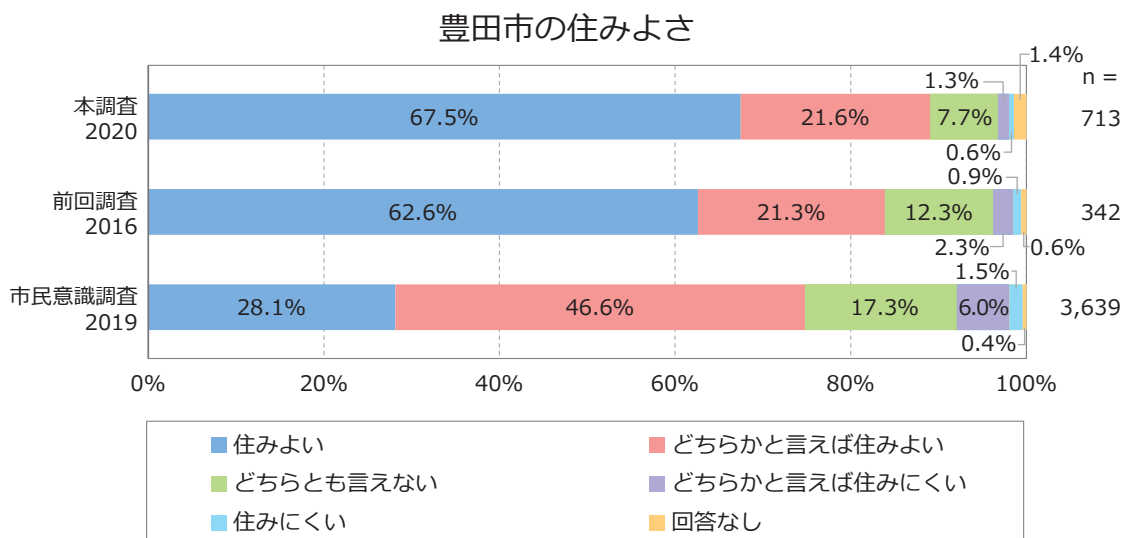
※ 2016年度標本数 = 1,500

以下の文中やグラフ中の「前回調査」は、2016年11月1日現在、市内在住外国人で満18歳以上の方を対象に実施した「第3回豊田市外国人住民意識調査」の調査結果を指します。また、「市民意識調査」は、2019年度に、市内在住3か月以上で満18歳以上の方を対象に実施した「第22回市民意識調査」の調査結果を指します。

## コ 主なアンケート結果

### (ア) 豊田市の住みよさ満足度

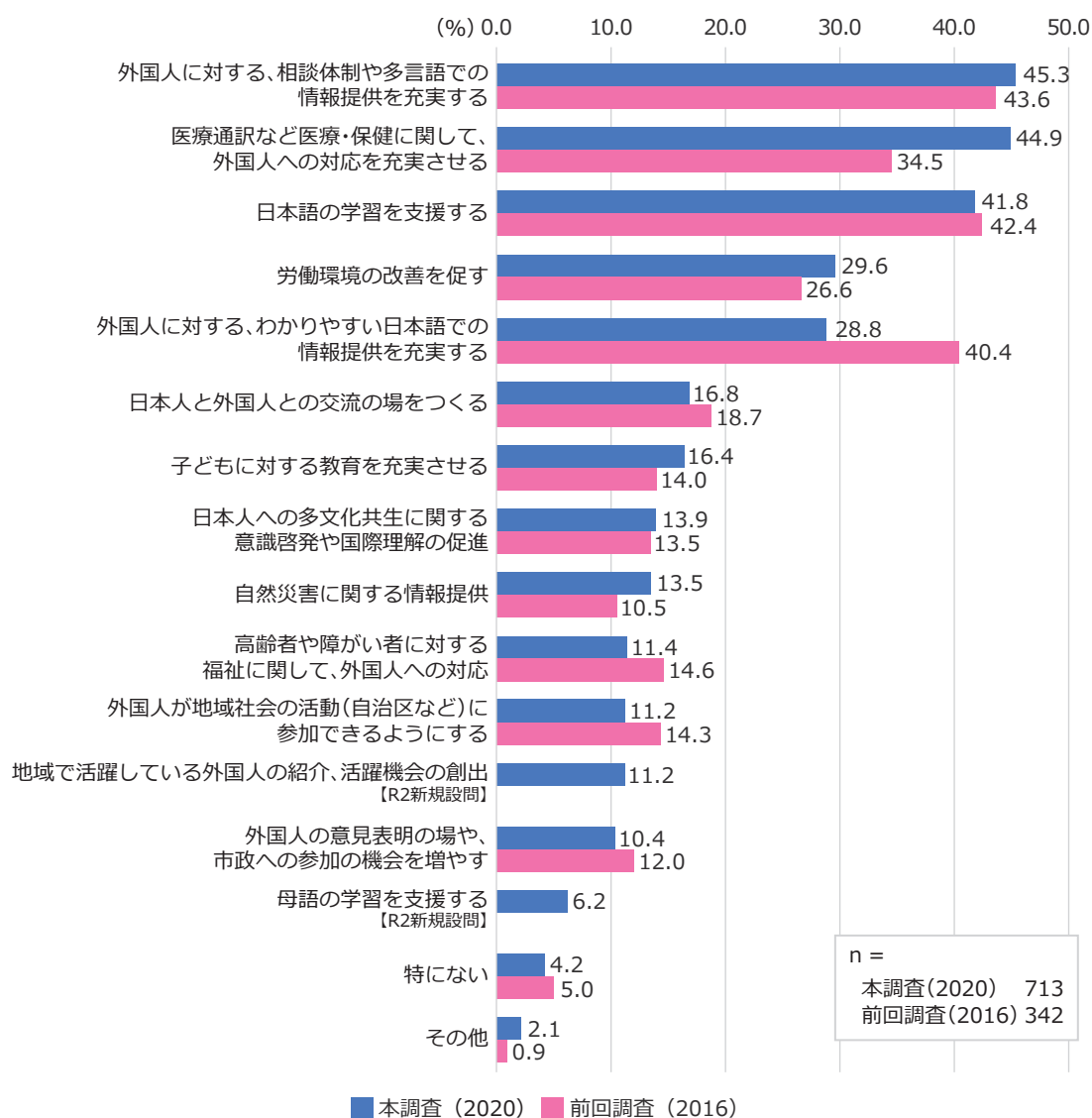
豊田市が住みよいまちだと思う人（「住みよい」＋「どちらかと言えば住みよい」）は89.1%で、前回調査と比較すると5.2ポイント高くなっており、市民意識調査と比較すると14.4ポイント高くなっています。



## (イ) 充実してほしい外国人に関する行政の取組

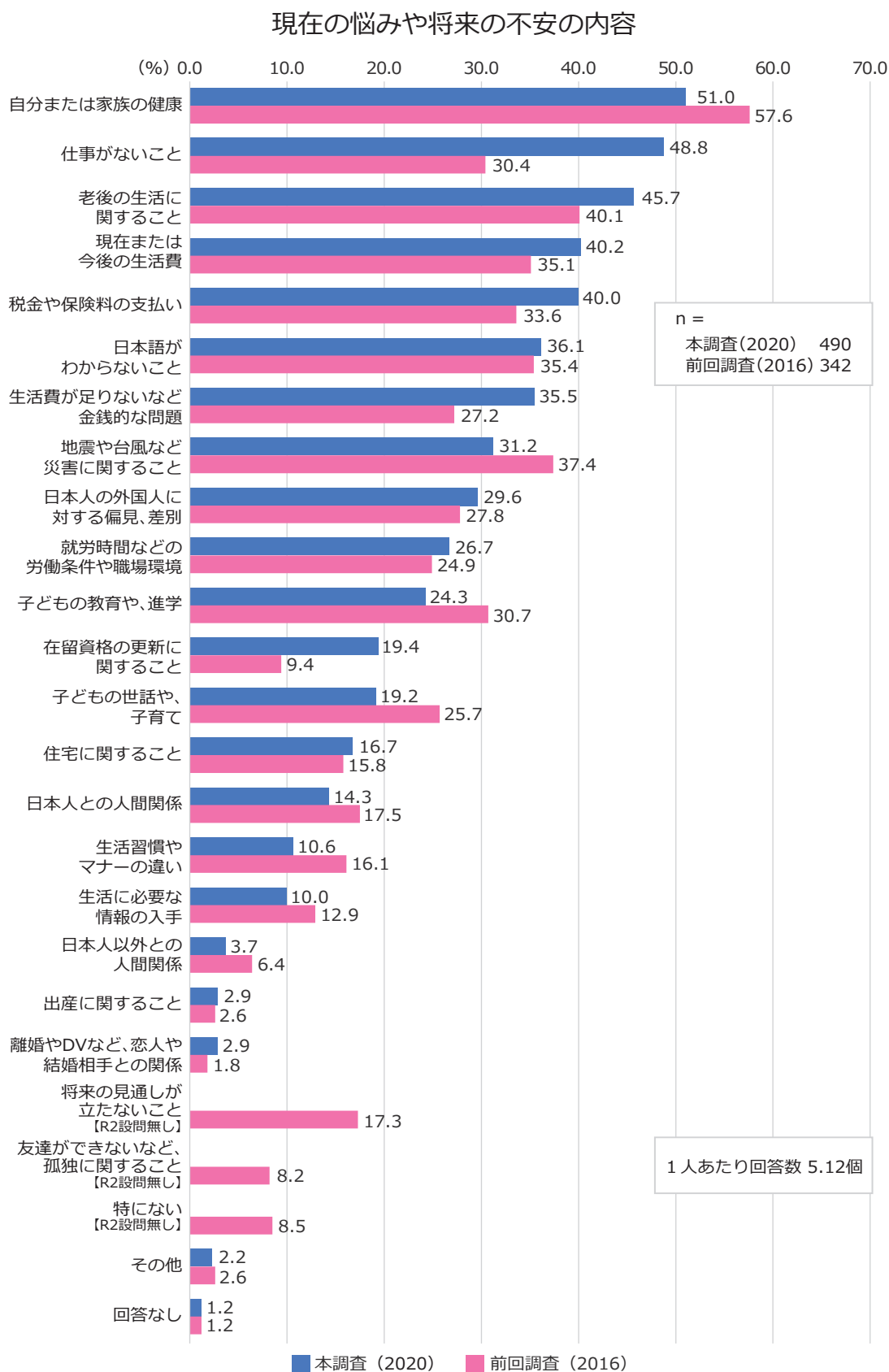
行政の取組で、充実してほしいことについては、「外国人に対する、相談体制や多言語での情報提供を充実する」が45.3%と最も高くなっており、次いで「医療通訳など医療・保健に関して、外国人への対応を充実させる」が44.9%で前回調査よりも10.4ポイント高くなっています。次に、「日本語の学習を支援する」が41.8%と続いています。

### 充実してほしい行政の取組



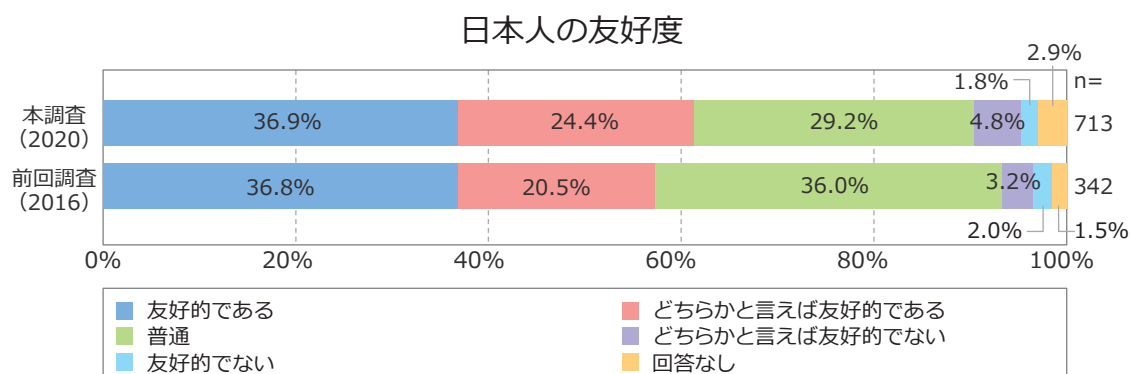
(ウ) 現在の悩みや将来の不安の内容

「自分または家族の健康」が51.0%と最も高く、次いで「仕事がないこと」が48.8%で前回調査よりも18.4ポイント高くなっています。次に、「老後の生活に関すること」が45.7%と続いています。



## (工) 日本人の友好度

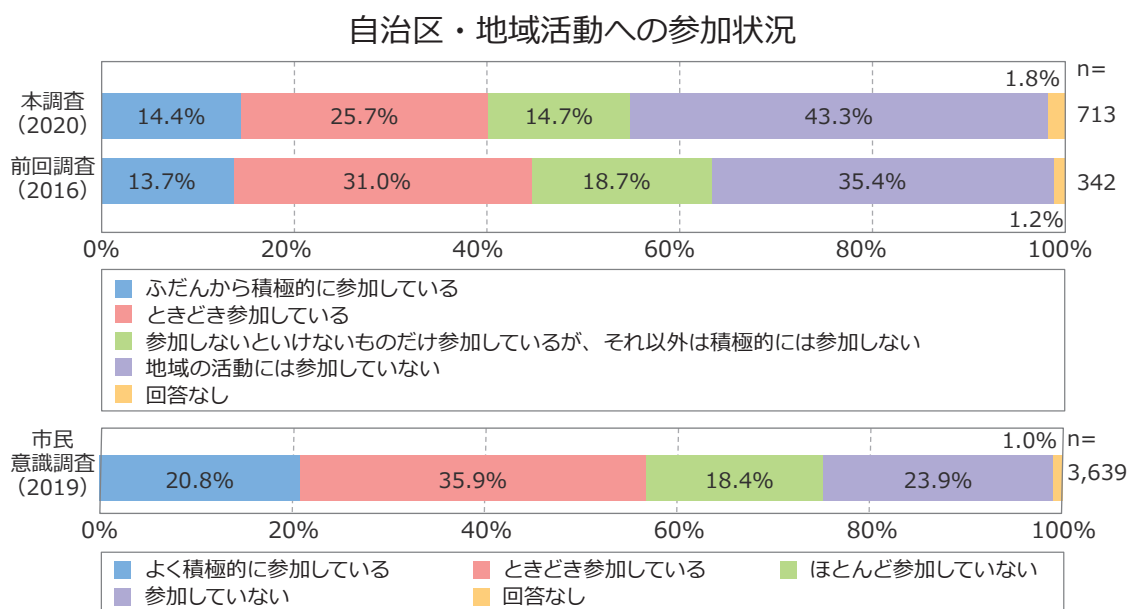
日本人が友好的であると感じている人（「友好的である」＋「どちらかと言えば友好的である」）は61.3%、友好的ではないと感じている人（「どちらかと言えば友好的でない」＋「友好的でない」）は6.6%となっています。前回調査と比較すると、日本人が友好的であると感じている人は、4.0ポイント高くなっています。



## (オ) 地域活動への参加状況

前回調査と比較すると、地域の活動に参加している人（「ふだんから積極的に参加している」＋「ときどき参加している」）は4.6ポイント低くなっています。

市民意識調査と比較すると、地域の活動に参加している人（「ふだんから積極的に参加している」＋「ときどき参加している」）は16.6ポイント低くなっています。



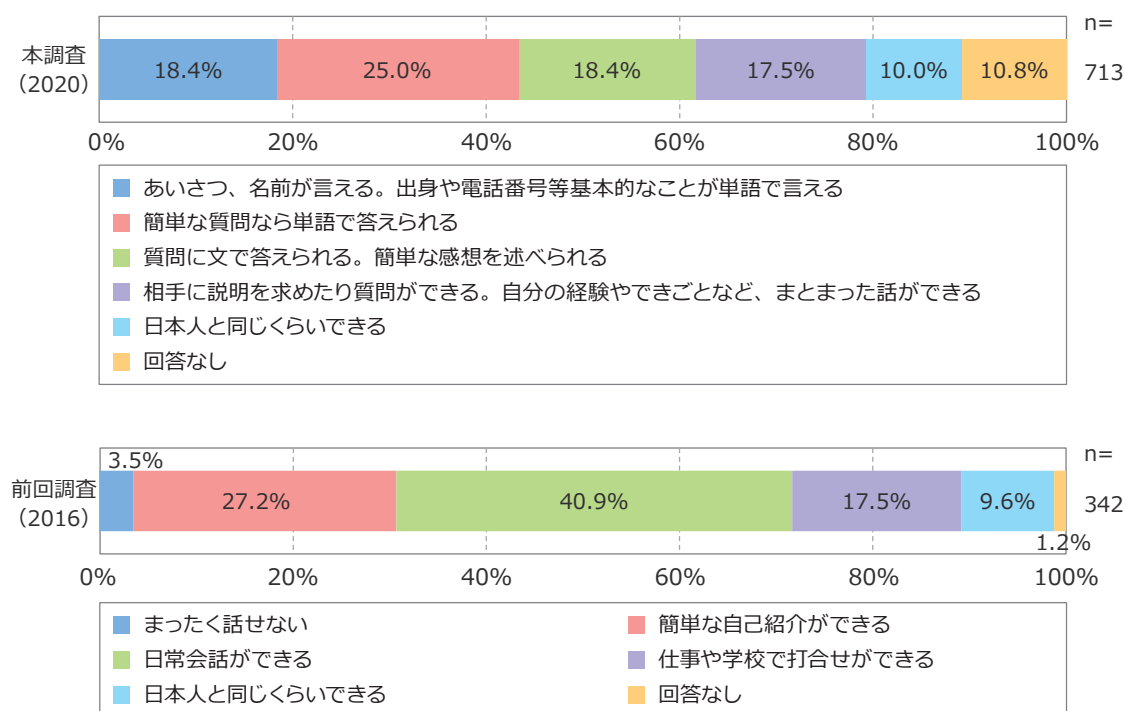
※市民意識調査の「よく積極的に参加している」を「ふだんから積極的に参加している」として、「ほとんど参加していない」を「参加しないといけいものだけ参加しているが、それ以外は積極的には参加しない」として比較しています。

### (カ) 日本語の能力の現状（話す）

日本語を話す能力について、「簡単な質問なら単語で答えられる」が25.0%と最も高く、次いで「あいさつ、名前が言える。出身や電話番号等基本的なことが単語で言える」「質問に文で答えられる。簡単な感想を述べられる」が18.4%、「相手に説明を求めたり質問ができる。自分の経験やできごとなど、まとまった話ができる」が17.5%と続いています。

前回調査の「日常会話ができる」と本調査の「質問に文で答えられる。簡単な感想を述べられる」を比べると、22.5ポイント低くなっています。また、「日本人と同じくらいできる」は、0.4ポイント高くなっていますが大きな変化はありません。

日本語の能力の現状（話す）

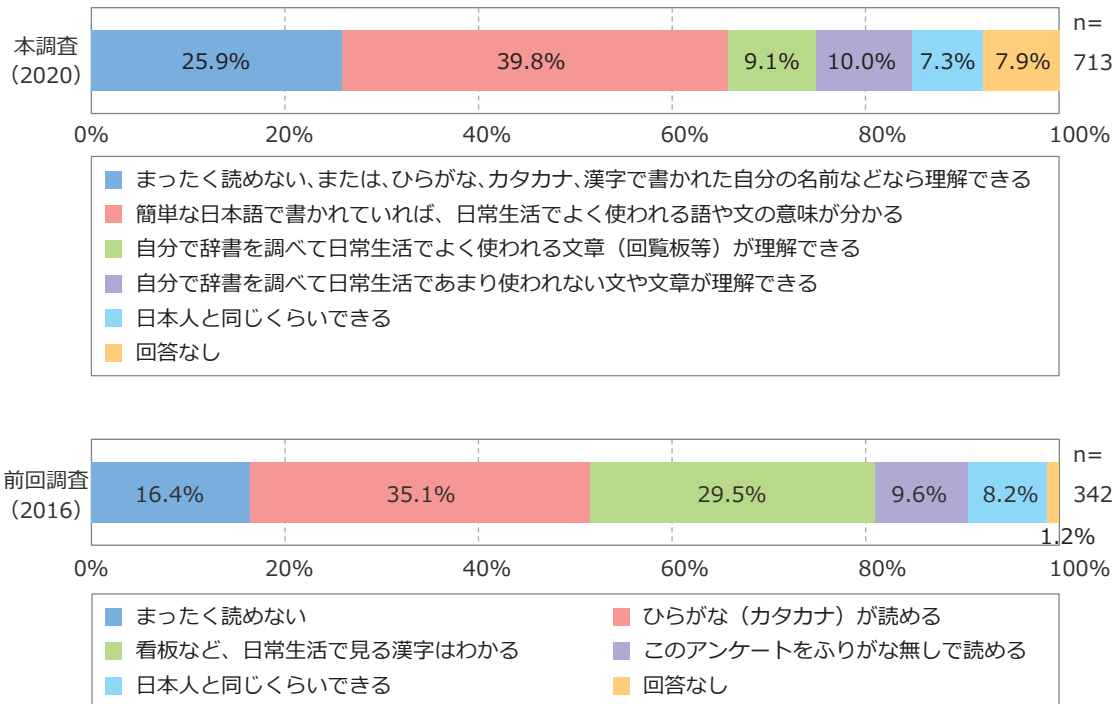


### (キ) 日本語の能力の現状（読む）

日本語を読む能力について、「簡単な日本語で書かれていれば、日常生活でよく使われる語や文の意味が分かる」が39.8%と最も高く、次いで「まったく読めない、または、ひらがな、カタカナ、漢字で書かれた自分の名前などなら理解できる」が25.9%、「自分で辞書を調べて日常生活であまり使われない文や文章が理解できる」が10.0%となっています。

前回調査の「看板など、日常生活で見る漢字はわかる」と本調査の「自分で辞書を調べて日常生活でよく使われる文章（回覧板等）が理解できる」を比べると20.4ポイント低くなっています。また、「日本人と同じくらいできる」は0.9ポイント低くなっています。

### 日本語の能力の現状（読む）



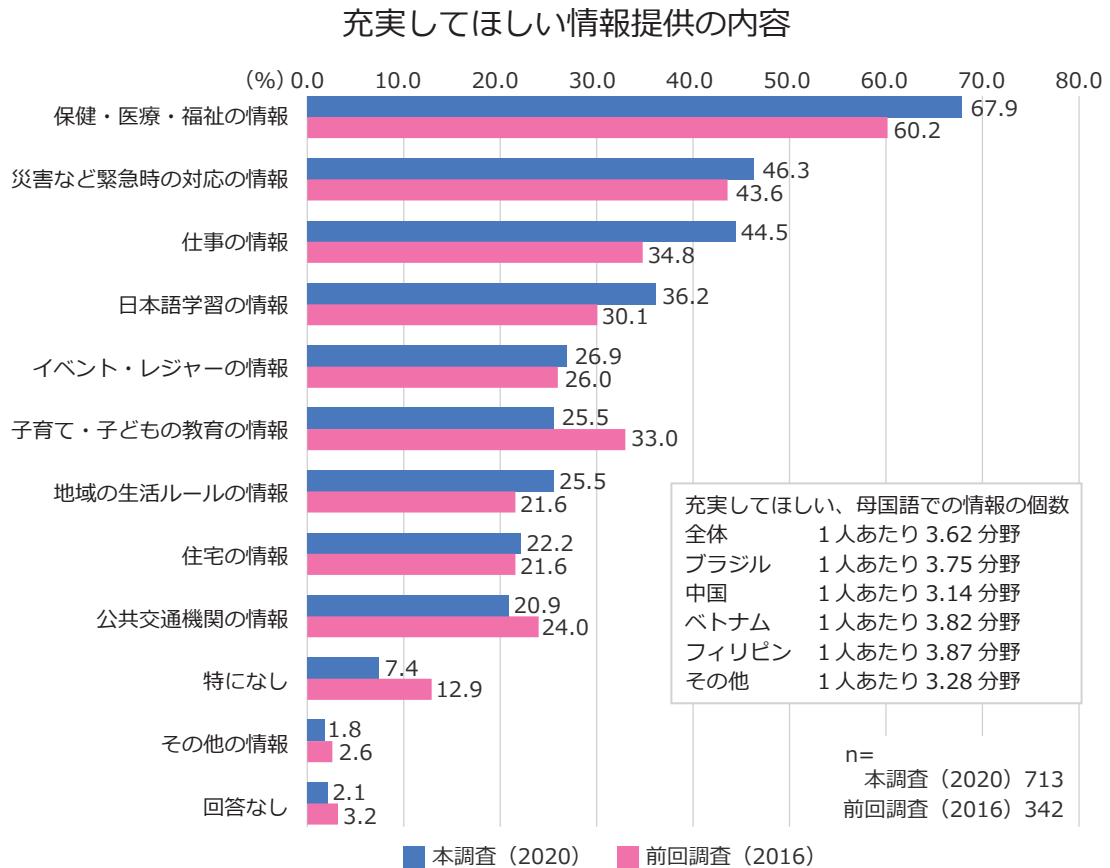
※前記（カ）（キ）について、前回調査から選択肢の内容を一部変更しています。  
（変更後の内容）

第4回調査においては、「とよた日本語学習支援システム」における「とよた日本語能力判定の評価基準」に沿ったものに変更し、システムの「0～1レベル」「2レベル」「3レベル」「4レベル」「それ以上（＝日本人と同じくらいできる）」の5段階に合わせて設定。



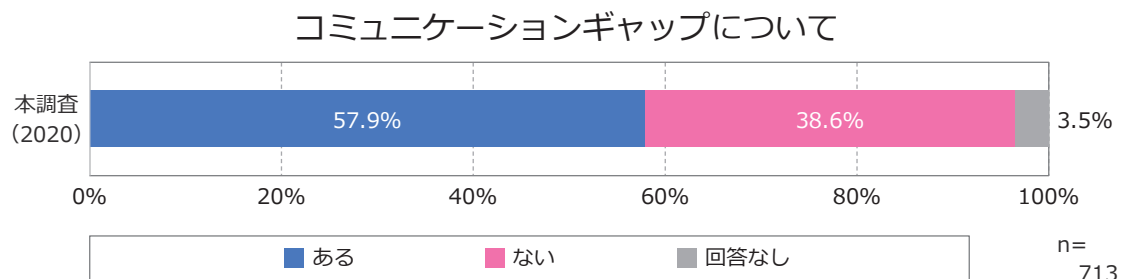
(ク) 充実してほしい情報提供の内容

前回調査と比較すると、「子育て・子どもの教育の情報」、「公共交通機関の情報」を除く全ての分野で高くなっており、「仕事の情報」が9.7ポイント、「保健・医療・福祉の情報」が7.7ポイント、「日本語学習の情報」が6.1ポイント高くなっています。



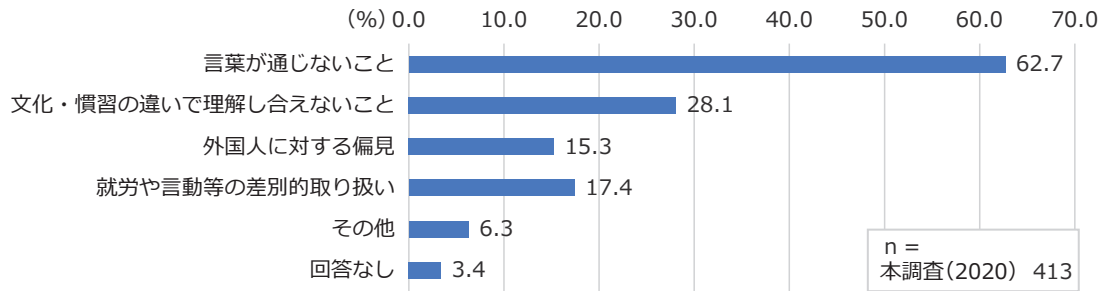
(ケ) 日本人とのコミュニケーションギャップ【新規】

「ある」が57.9%、「ない」が38.6%となっています。



「ある」と回答したその理由として、「言葉が通じないこと」が62.7%ともっとも高く、次いで、「文化・習慣の違いで理解し合えないこと」が28.1%、「就労や言動等の差別的取り扱い」が17.4%と続いています。

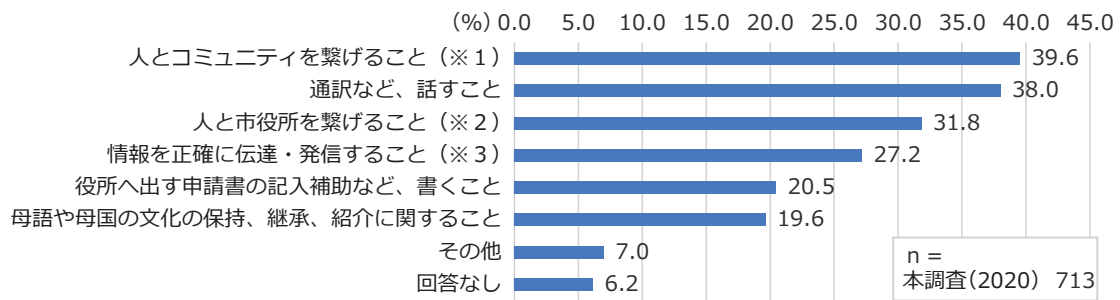
## コミュニケーションギャップはどのようなことか



### (コ) 同国出身者への支援者として行政に協力できること【新規】

「日本の文化や生活に必要な情報・知識について、同じ出身国の人たちに教えるなど、人とコミュニティを繋げること」が39.6%と最も高く、次いで「通訳など、話すこと」が38.0%、「同じ出身国の人たちが困っていたら、相談に乗って、市役所の関係窓口を案内してあげるなど、人と市役所を繋げること」が31.8%と続いています。

### 同じ出身国の人たちへの支援



- ※1 日本の文化や生活に必要な情報・知識について、同じ出身国の人たちに教えるなど、人とコミュニティを繋げること
- ※2 同じ出身国の人たちが困っていたら、相談に乗って、市役所の関係窓口を案内してあげるなど、人と市役所を繋げること
- ※3 地震や風水害があったとき、避難指示や市役所からの情報を正確に同じ出身国の人たちへ伝えるなど、情報伝達・発信すること

(2) 令和2年度 豊田市外国人住民進路状況調査

ア 調査対象

市内在住外国人で、18～25歳かつ、在留資格：永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、の住民から抽出した950人

イ 抽出方法

無作為抽出

ウ 調査方法

郵送による調査票の配布・回収、WEB調査による回答

エ 調査期間

2021年1月20日～2021年2月11日

オ 調査票の言語

ポルトガル語、中国語、英語

(すべての言語に日本語(ふり仮名付き)対訳付き)

カ 実対象者数

926人(標本数から未着(宛先不明で戻ってきたもの)を除いた数)

キ 回収数

415票(紙221票、WEB194票)

ク 回収率

44.8%

## ケ 主なアンケート結果

### (ア) 希望職種への就職について

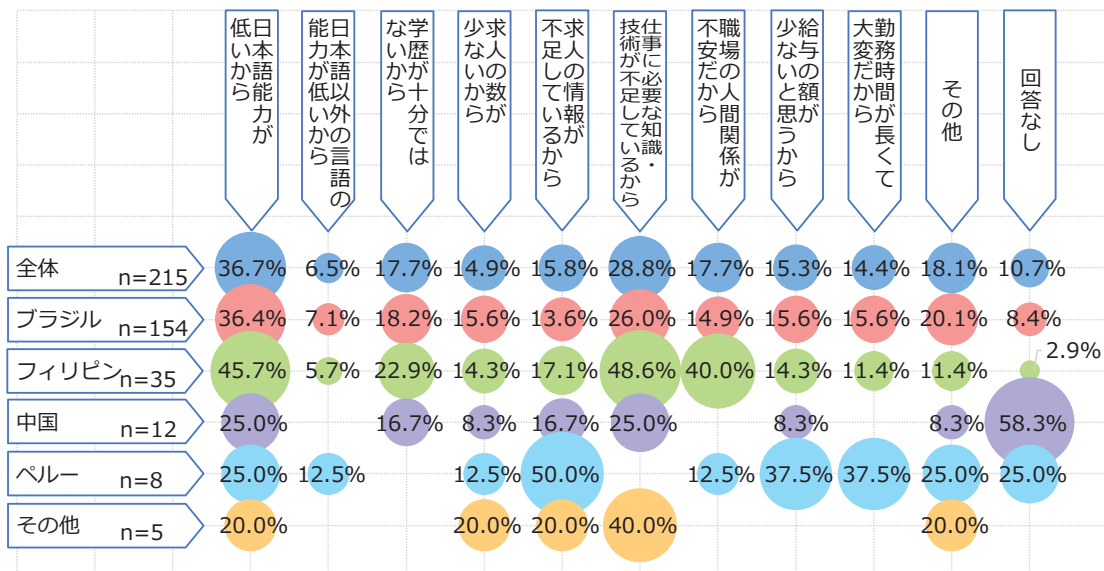
自分の望む職種に就けているかについて、「はい」が36.9%、「いいえ」が51.8%となっており、「いいえ」が「はい」を上回っています。

### (イ) 希望職種に就職していない要因

自分の望む職種に就けていない要因について、「日本語能力が低いから」が36.7%と最も高く、次いで「仕事に必要な知識・技術が不足しているから」が28.8%、「その他」が18.1%、「学歴が十分ではないから」及び「職場の人間関係が不安だから」が17.7%と続いています

(※n数が10以下であるカテゴリは参考値)

【希望職種に就職していない要因（国籍別）】



(3) 令和2年度 姉妹都市交流及びインバウンドに係る意識調査

ア 調査対象

英国ダービーシャー (Derbyshire County)、ダービー特別市 (City of Derby)、南ダービーシャー市 (South Derbyshire District) 及び米国デトロイト市 (City of Detroit) 在住者

イ 抽出方法

インターネット調査モニター

ウ 調査方法

インターネット調査による回答

エ 調査期間

2021年3月10日～2021年3月17日

オ 調査票の言語

英語

カ 実対象者数

- ・英国ダービーシャー (Derbyshire County)、ダービー特別市 (City of Derby)、南ダービーシャー市 (South Derbyshire District) 200人
- ・米国デトロイト市 (City of Detroit) 210人

キ 回収数

410票

ク 回収率

100%

## ケ 主なアンケート結果

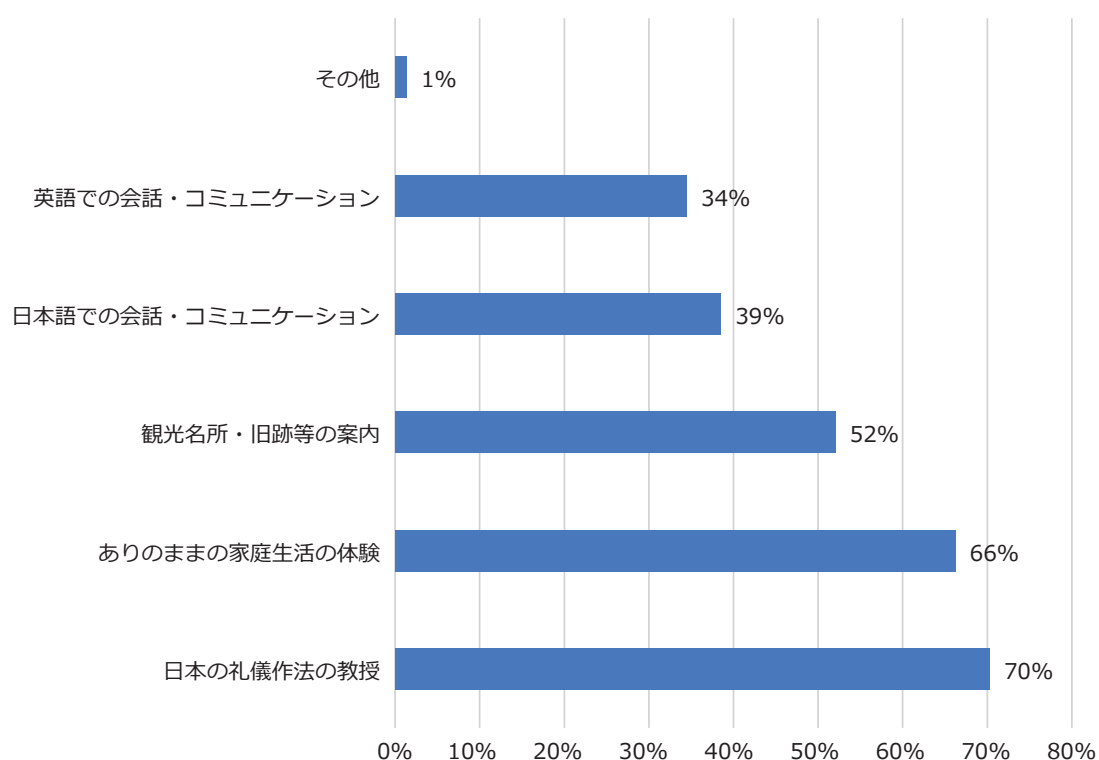
### (ア) 日本のホストファミリーに求めること

「日本の礼儀作法の教授」が70%でトップ。次に「ありのままの家庭生活の体験」が66%と続いています。ホームステイだからこそ体験できることを求める傾向がうかがえます。

言語に対するニーズは相対的に低く、言語を学ぶというよりは、生活や文化を学びたい傾向がうかがえます。

米国に比べ、英国の回答はトップ2項目に対するポイントが高く、ホームステイのニーズとして「生活体験」「文化体験」が際立っているとと言えます。

【日本のホストファミリーに求めること】



(イ) アフターコロナの訪日、豊田市への来訪意向

モニターに「とよた観光PR動画」を見てもらい、来訪意向を聞きました。「行きたいと思った」が37%でトップ。好意的な結果が得られました。

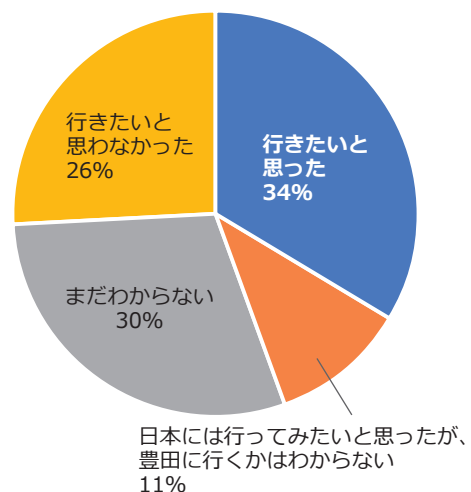
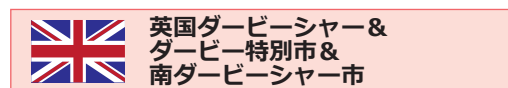
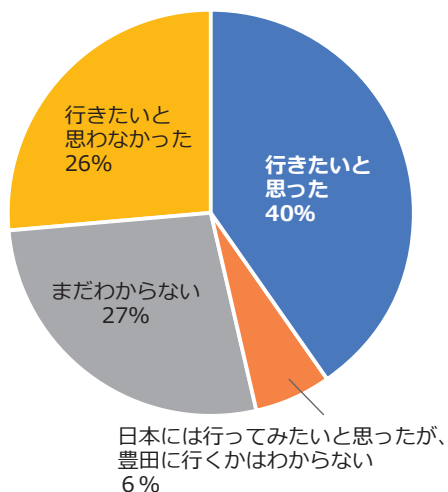
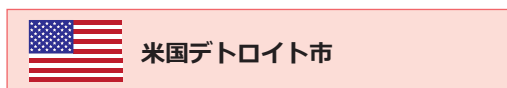
※とよた観光 PR 動画 ⇒



一方で、「日本には行ってみたいが、豊田市に行くかはわからない」は8%、「行きたいと思わなかった」も26%で4分の1程度存在しています。

2国間比較では、「行きたい」は米国が40%、英国が34%、「豊田に行くかはわからない」は米国が6%、英国が11%という結果であり、米国のほうが好意的な結果になっています。

【新型コロナウイルスのパンデミック終息後、豊田市に行ってみたくらいと思いましたが】



### 3 計画の検討体制等

#### (1) 第3次豊田市国際化推進計画策定委員会

会長 公益財団法人豊田市国際交流協会 理事長 豊田 彬子  
委員 豊田市教育委員会 教育委員 佐伯 英恵  
委員 愛知県立豊田西高等学校 校長 高井 俊直  
委員 トヨタ自動車株式会社 人事部 海外労政室 室長 奥山 洋介  
委員 豊田市経営戦略部 部長 栗本 光太郎

#### (2) 策定経緯及び予定

2021年7月 第1回豊田市多文化共生推進協議会  
9月 第1回第3次豊田市国際化推進計画策定委員会  
外国人の意見を聴く会  
10月 関係団体ヒアリング  
11月 第2回第3次豊田市国際化推進計画策定委員会  
12月～1月 パブリックコメント  
2022年2月 第2回豊田市多文化共生推進協議会  
第3回第3次豊田市国際化推進計画策定委員会  
3月 第3次豊田市国際化推進計画策定  
4月 計画期間開始（～2026年3月）

※豊田市における地域日本語教育の基本方針の策定に際しては、愛知淑徳大学  
助教 鈴木 崇夫 先生からのご助言をいただきました。



## 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例

豊田市は、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指している。

そのためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人一人が地域社会とつながり、安心できる豊かな暮らし、いつまでも活躍したいと思える生きがい及び支え合いの地域を共に創っていく必要がある。

本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にまだ隔たりが生じており、その解消を一層図っていく必要がある。とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に取り組むため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要なものをいう。

(基本理念)

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなければならない。

3 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努めるものとする。

(行動計画の策定)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定するものとする。

(相互理解の促進のための措置等)

第8条 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通の円滑化のための措置等)

第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊田市における地域日本語教育の基本方針

### 1 策定の背景

令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律（以下、「日本語教育推進法」という。）」が施行され、地方公共団体に対し「基本的な方針を定めるよう努める」と記された。

令和2年6月には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下、「日本語教育推進のための基本方針」という。）」が閣議決定され、地方公共団体の責務として、「地域の状況に応じた日本語教育推進施策の策定、実施」が求められることとなった。

また、愛知県は日本語教育推進法の施行を契機として、令和2年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、統括コーディネーターを配置することで、県内全域の日本語教育の推進を行っている。

### 2 策定の目的

本市は、平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正以降、自動車産業の労働者を主とした南米日系人等が急増したことにより、今もなお外国人が集住する都市である。外国人住民の増加に伴い早い時期からボランティア団体等を主体とした日本語学習支援が開始され、以降、産官学民が連携する形で支援内容の充実を図ってきた。

現在では、日本語学習を希望する子どもから大人まで、幅広い目的に対応する学習の場と機会が、市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の取組を中心に提供されている。

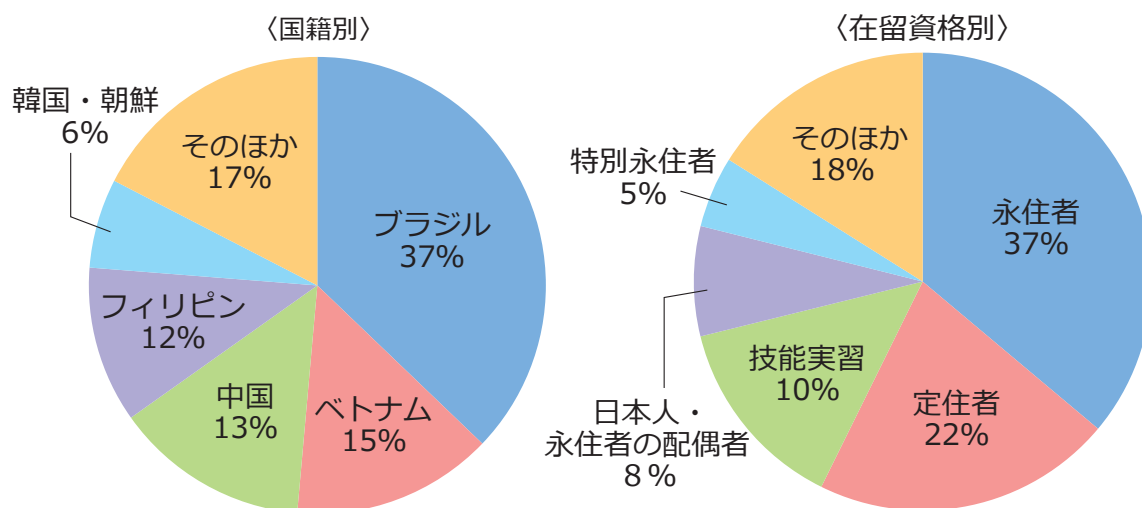
本市における「地域日本語教育の基本方針」は、日本語教育推進法及び日本語教育推進のための基本方針の施行を契機として、これまで実施してきた施策の見直しや拡充、新たな施策の検討等を行い、多様な市民が活躍できる国際まちづくりの実現に向けて、日本語教育の推進を一層図ることを目的として策定するものである。

### 3 豊田市の外国人の状況

本市には令和4年1月1日現在、68か国17,309人の外国人住民が居住し、全人口の4.1%を占めている。

外国人住民の居住地域としては、保見地区に代表される集住地域が存在する一方で、高橋地区、逢妻地区、上郷地区等の散在地域も複数あり、外国人住民の居住には全市的な拡がりがある。

本市の特徴として、在留資格別に見ると「永住者」「定住者」「日本人・永住者の配偶者等」「特別永住者」等の長期滞在・定住傾向がある資格を保有する外国人住民が約7割を占めることがあげられる。それに伴い、近年では、公立小中学校において日本生まれの外国籍の子どもが増加傾向にある。こうした子どもの多くは、「日本語指導が必要な児童生徒」でもあるため、日本語指導を要する子どもがさらに増加している。



#### 4 豊田市の日本語教育の現状の問題・課題

##### (1) 子ども

###### ア 問題

- ・日本生まれ日本育ちの外国籍の子どもが増加しており、外国生まれの外国籍の子どもと同様に日本語習得が困難なケースが見られる。
- ・日本生まれ外国生まれに関わらず、学齢期の子どもの多くが、学年相応の教科学習が理解できるレベルの日本語力（学習言語力）を定着させることに苦労している。
- ・集住地域においては、日本語への接触機会が極端に少なく、生活場面においても日本語によるコミュニケーションが困難なケースが見られる。
- ・子育て外国人世帯への支援活動は集住地域で行われる傾向があり、散在地域においては、保護者同士のつながりを持つ機会が少ないことが想定され、地域の子育て支援から取り残されていることが懸念される。
- ・今後の人口減少社会を見据える上で、本市の将来に新しい価値づけをもたらす可能性のある子どもたちの多様性を生かす支援（複数の言語や文化を理解できる人材の育成）が確立していない。

###### イ 課題

- ・来日年齢、滞在年数、子どもの日本語レベル等に応じた柔軟性のある日本語教育が必要であること
- ・複数の言語文化環境で育つ子ども特有の心身発達や言語習得について、子育て世帯やこれから親になる人を対象とした正しい知識（家庭における母語・継承語の保持への配慮等）の啓発機会が必要であること
- ・日本社会に適応するための従来型の教育だけではなく、多様性を生かすライフキャリア形成の支援と教育が必要であること

## (2) 大人

### ア 問題

- ・「定住者」「永住者」の在留資格で日本における居住歴が長期であっても、日常生活を営む上で最低限必要となる日本語がわからない外国人住民が見られる。
- ・市内において日本語学習をする機会（日本語教室等）が増えつつあるが、これらの機会を一度も利用したことがない人や通っても続かない人が数多く見られる。また、このような人の学習ニーズの把握とそれに応じた情報提供ができていない。
- ・市内在住・在勤の技能実習生の日本語の学習ニーズは高まっているが、監理団体等の責務で基本的な日本語教育が行われた後は、その先に学習する機会や場が確保されていない。
- ・労働人材の確保のための日本語学習支援など、時代や社会ニーズに応じた日本語学習の支援策が確立できていない。

### イ 課題

- ・日本語学習及び学習継続への動機づけ
- ・学習者や社会のニーズに応じた日本語学習を支援するための環境の整備  
※NPO法人、ボランティア等の支援団体、民間事業者との連携が必要

## 5 基本方針

### (1) 子ども

#### ア 日本語教育の方針

『乳幼児期からのライフサイクルに応じた継続的な支援』

『子どもの個別性に配慮した支援』

『将来の自己実現が可能となるライフキャリア形成の支援』

#### イ 期待する将来の姿

- ・日本社会で自立した人材として活躍する
- ・自身のルーツを生かし国際人材として世界で活躍できる
- ・地域（豊田市）に愛着を持ち、地域発展の力となる

#### ウ 施策のポイント

##### ①乳幼児期からの継続的な支援

複数の言語文化環境で育つ子ども特有の心身発達や言語習得について、子育て世帯やこれから親になる人を対象に正しい知識（家庭における母語・継承語の保持への配慮等）の啓発等を行う。

また、就学前の子どもを対象に、日本語に触れる機会を創出し、就学後の学校生活などにスムーズに適応できるよう支援を行う。あわせて、保護者を対象に子育てや園・学校に関することを相談できる体制を整える。

## ②子どもの個別性に配慮した支援

学齢期の子どもに対して、来日年齢、滞在年数、家庭の言語等の個別性に配慮しながら、地域のリソースを有効に活用して個々の日本語レベルに応じた学習機会や学習支援を提供する。

## ③将来の自己実現に向けたライフキャリア形成の支援

自分の将来像を持ち、その目標に向けて具体的に行動することができるように、日本語学習支援を通したライフキャリア形成の機会を提供する。

## (2) 大人

### ア 日本語教育の方針

『地域で自立した社会生活を営むために必要な日本語学習機会の保障』  
『地域創生につながる時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供』

### イ 施策のポイント

#### ①地域で自立した社会生活を営むために必要な日本語学習機会の保障

日本語を使って自立的に生活ができるよう段階的に支援するため、対話交流型の日本語教室を開催する。また、地域社会とのつながりを得る場所としての機能も包含する。さらに、入国直後等の外国人住民に対しては、プレ0レベルクラスとして対話交流型教室への準備クラスを用意する。

また、本市での生活に必要な不可欠な知識を日本語学習とあわせて学ぶことができる導入教育（※）用の学習ツールを提供する。

※導入教育…外国人住民が地域で生活するために必要な制度や生活ルール等に関する知識を習得するための取組

#### ②時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供

就労やキャリアアップを望む外国人住民に対しては、個別のニーズに合わせた日本語教室の紹介を行い、労働人材としての活躍を支援する。

また、社会ニーズに応じた日本語学習の支援を行っていく。（例：介護人材等の人材不足分野に対する人材確保策としての日本語学習支援）

## 6 推進体制

本市は、上記5の基本方針に基づく施策を自ら実施するとともに、関係団体への支援及び連携・協力体制の整備を通じて、施策を推進するものとする。各主体に期待する役割は以下のとおり。

- ア 豊田市  
施策の実施（とよた日本語学習支援システムの運用 他）  
関係団体への支援及び連携・協力体制の整備  
国・県との連携、情報収集
- イ （公財）豊田市国際交流協会  
施策の実施  
NPO法人及びボランティアグループとの連携
- ウ NPO法人、ボランティアグループ、民間事業者等の支援団体  
施策に係る事業や取組の実施  
実施する事業や取組を通じた学習機会及び交流の場の提供  
学習者と行政のパイプ役
- エ 市民（パートナー（学習支援者））  
施策に基づく取組への参加・協力  
学習者と地域社会のつなぎ手
- オ 市民（日本語学習者（学習者の保護者を含む））  
自立した生活を営むことができる日本語の習得と学習の継続  
長期を見据えたライフキャリアの形成  
子どもの言語に関する知識の習得及び子どもの言語習得支援  
言語文化等の多様性を生かした地域社会への貢献





## 第3次 豊田市国際化推進計画

2022年3月発行

**発行:豊田市 国際まちづくり推進課**

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話:0565-34-6963

ファックス:0565-34-6681

Eメール:[kokusai@city.toyota.aichi.jp](mailto:kokusai@city.toyota.aichi.jp)